#### (総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、設計 図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以 下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この約款及び設計図書を内容 とする工事の請負契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者 に引き渡すものとし、発注者は、その契約代金を支払うものとする。
- 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段(「施工方法等」という。)については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、 受注者がその責任において定める。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、原則として、書面に より行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して用いる言葉は、日本語とする。
- 7 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、発注者の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

## (関連工事の調整)

第2条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

#### (提出書類)

第3条 受注者は、請負人等提出書類集に基づき、速やかに、関係書類を発注者に提出 しなければならない。

#### (契約の保証)

- 第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
  - (1) 契約保証金の納付

- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関等の保証
- (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第4項において「保証 の額」という。)は、契約金額の10分の1以上としなければならない。
- 3 受注者が第1項第4号又は第5号に掲げる保証を付す場合は、当該保証は第45条 の2第3項第1号から第3号までに規定する契約の解除による損害についても保証す るものでなければならない。
- 4 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、 当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は 第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 5 契約金額の変更があった場合には、保証の額はこれに応じて増減するものとする。 ただし、既納保証の額が未払の契約金額の10分の1以上ある場合又は契約金額の増 額変更が工期末に行われる等の場合で、発注者が保証の額の増額を要しないと認めた 場合は、受注者は更なる納入を要しない。

# (権利義務の譲渡等)

- 第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、工事目的物並びに工事材料(工場製品を含む。以下同じ。)のうち第1 3条第2項の規定による検査に合格したもの及び第37条第3項の規定による部分払 のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目 的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限り でない。

## (一括委任又は一括下請負の禁止)

第6条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

## (下請負人の報告)

- 第7条 受注者は、下請負人を使用する場合は、あらかじめ所定の様式をもって発注者 に届け出なければならない。
- 2 発注者は、受注者に対して、下請負人に関する必要な事項の通知を請求することが できる。

#### (特許権等の使用)

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき 保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている工事材料、 施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。 ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特 許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、 発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

## (監督員)

- 第9条 発注者は、多摩市監督員業務要綱に定めるところにより、監督員を置く。
- 2 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。 監督員を変更したときも同様とする。
- 3 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限と される事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定 めるところにより、次に掲げる権限を有する。
  - (1) 契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
  - (2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
  - (3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の確認又は工事材料の試験若しくは検査(確認を含む。)
- 4 発注者は、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限 の内容を、監督員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては 当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 5 第3項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 6 発注者が監督員を置いたときは、この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾 及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとす る。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみな す。
- 7 発注者が監督員を置かないときは、この約款に定める監督員の権限は、発注者に帰属する。

# (現場代理人及び主任技術者等)

- 第10条 受注者は、現場代理人並びに工事現場における工事の施工技術上の管理をつかさどる主任技術者(建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第2項の規定に該当する場合は、「監理技術者」とし、同条第3項の規定に該当する場合は、「専任の主任技術者」とする。以下同じ。)及び専門技術者(建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。)を定め、書面をもってその氏名を発注者に通知しなければならない。現場代理人、主任技術者(監理技術者)又は専門技術者を変更したときも同様とする。
- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行 ほか、この約款に基づく受注者の一切の権限(契約の変更、契約代金の請求及び受領 並びにこの契約の解除に係るものを除く。)を行使することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、発注者は、現場代理人の工事現場における運営、取締り 及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合 には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないことができる。

- 4 第2項の規定にかかわらず、受注者は、自己の有する権限のうちこれを現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を 書面をもって発注者に通知しなければならない。
- 5 現場代理人、主任技術者(監理技術者)及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

## (履行報告)

第11条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者 に報告しなければならない。

# (工事関係者に関する措置請求)

- 第12条 発注者は、現場代理人がその職務(主任技術者(監理技術者)又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。)の執行につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 発注者又は監督員は、主任技術者(監理技術者)、専門技術者(これらの者と現場代理人を兼務する者を除く。)その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について 決定し、請求を受けた日から10日以内に、その結果を発注者に通知しなければなら ない。
- 4 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、請求を受けた日から10日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。

# (工事材料の品質及び検査等)

- 第13条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質を有するものとする。
- 2 受注者は、設計図書において監督員の検査(確認を含む。以下この条において同じ。)を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けないで工事現場外 に搬出してはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事 材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければな

らない。

## (監督員の立会い及び工事記録の整備等)

- 第14条 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上調合し、又は調合について 見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、 又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。
- 2 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事に ついては、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、 当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の 記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

### (支給材料及び貸与品)

- 第15条 発注者が、受注者に支給する工事材料(以下「支給材料」という。)及び貸与する建設機械器具(以下「貸与品」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。
- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内 に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第 2項の検査により発見することが困難であった契約不適合があり使用に適当でないと 認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、 必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料 若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規 格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸 与品の使用を受注者に請求しなければならない。

- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、 監督員の指示に従わなければならない。

# (工事用地の確保等)

- 第16条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な 用地(以下「工事用地等」という。)を受注者が工事の施工上必要とする日(設計図 書に特別の定めがあるときは、その定められた日)までに確保しなければならない。
- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、 当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他 の物件(下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。)があるときは、受注者 は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者 に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取り片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取り片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取り片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取り片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注 者の意見を聴いて定める。

## (設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

- 第17条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員が その改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、 当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるとき は、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは契約金額を変更し、又は 受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 2 監督員は受注者が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反

した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査 することができる。

- 3 前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

# (条件変更等)

- 第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。
  - (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと (これらの優先順位が定められている場合を除く。)。
  - (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
  - (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
  - (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然 的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
  - (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実 を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただ し、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると 認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わ なければならない。

(1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図	発注者が行う。
書を訂正する必要があるもの	
(2) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場	発注者が行う。
合で工事目的物の変更を伴うもの	
(3) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場	発注者及び受注者
合で工事目的物の変更を伴わないもの	が協議して発注者
	が行う。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

# (設計図書の変更)

第19条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知 して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要がある と認めるときは工期若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは 必要な費用を負担しなければならない。

## (工事の中止)

- 第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。)であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を 受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは契約金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保守するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

## (受注者の請求による工期の延長)

- 第21条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その 他受注者の責めに帰することができない事由により工期内に工事を完成することがで きないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求する ことができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められる ときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責め に帰すべき事由による場合においては、契約金額について必要と認められる変更を行 い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

## (発注者の請求による工期の短縮等)

- 第22条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮 変更を受注者に請求することができる。
- 2 発注者は、この約款の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別 の理由があるときは、延長する工期について、通常必要とされる工期に満たない工期 への変更を請求することができる。
- 3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは契約金額を変更 し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

# (工期の変更方法)

- 第23条 工期の変更については、発注者及び受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日(第21条の場合に

あっては、発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が工期変更の請求を受けた日)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

# (契約金額の変更方法等)

- 第24条 契約金額の変更については、発注者及び受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、契約金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合 に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者及び受注者とが協議して定め る。

# (賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更)

- 第25条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に 日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により契約金額が不適当となったと認 めたときは、相手方に対して契約金額の変更を請求することができる。
- 2 発注者又は受注者は、前項の規定により請求があったときは、変動前残工事代金額 (契約金額から当該請求時の出来形部分に相応する契約金額を控除した額をいう。以 下この条において同じ。)と変動後残工事代金額(変動後の賃金又は物価を基礎とし て算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。)と の差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、契約金額の 変動に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価 指数等に基づき発注者及び受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から1 4日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により契約金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、第1項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく契約金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を 生じ、契約金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定による ほか、契約金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、契約金額が著しく不適当となったときは、 発注者又は受注者は、前各項の規定に係わらず、契約金額の変更を請求することができる。
- 7 第5項及び前項の場合において、契約金額の変更額については、発注者及び受注者 とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合に あっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、

受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

## (臨機の措置)

- 第26条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
- 3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に 対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置 に要した費用のうち、受注者が契約金額の範囲において負担することが適当でないと 認められる部分については、発注者が負担する。

#### (一般的損害)

第27条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害(次条第1項若しくは第2項又は第29条第1項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(第48条第1項の規定により付された保険等により補てんされた部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

### (第三者に及ぼした損害)

- 第28条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(第48条第1項の規定により付された保険等により補てんされた部分を除く。以下この条において同じ。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。
- 2 前項の規定に係わらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、 地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がそ の損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者 が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担 する。
- 3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合において は、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

## (不可抗力による損害)

第29条 工事目的物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあっては、 当該基準を超えるものに限る。)で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことがで きないもの(以下この条において「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設 物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、 受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害 (受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第48条第1項の 規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額(工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であって第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第37条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。)及び当該損害の取り片付けに要する費用の額の合計額(第6項において「損害合計額」という。)のうち契約金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。
  - (1) 工事目的物に関する損害 損害を受けた工事目的物に相応する契約金額とし、残存価値がある場合にはその 評価額を差し引いた額とする。
  - (2) 工事材料に関する損害 損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する契約金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
  - (3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害 損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当 該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目 的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を 回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、 その修繕費の額とする。
- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可 抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損 害の額の累計」と、「当該損害の取り片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の 取り片付けに要する費用の額の累計」と「契約金額の100分の1を超える額」とあ るのは「契約金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と して同項を適用する。

#### (契約金額の変更に代える設計図書の変更)

- 第30条 発注者は、第8条、第15条、第17条から第22条まで、第25条から第27条まで、前条又は第33条の規定により契約金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、契約金額を増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者及び受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が契約金額の増額すべき事由又は費用の負担

すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、 協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

### (検査及び引渡し)

- 第31条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに発注者に対して、 書面をもって検査の請求をしなければならない。
  - (1) 工事が完了したとき。
  - (2) 工事の施工中でなければその検査が不可能なとき又は著しく困難なとき。
  - (3) その他必要があるとき。
- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内 に受注者の立会いを求め、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するた めの検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合に おいて、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、 工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に通知 のうえ、その立会いを求め、検査を行うことができる。
- 4 前2項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 5 発注者は、第2項又は第3項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 6 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを契約 金額の支払いの完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、 受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 7 受注者は、工事が第2項又は第3項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発 注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成 とみなして前6項の規定を適用する。
- 8 受注者は、第2項及び第3項の検査に立会わなかったときは、検査の結果について 異議を申し立てることができない。

# (契約金額の支払い)

- 第32条 受注者は、前条第2項又は第3項(同条第7項後段により適用する場合を含む。第3項において同じ。)の検査に合格したときは、書面をもって契約金額の支払を請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内 に契約金額を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責に帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、 その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下この 項において「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合におい て、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期 間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

#### (部分使用)

第33条 発注者は、第31条第5項又は第6項の規定による引渡し前においても、工

事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使 用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって 受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

# (前金払)

- 第34条 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)と契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を発注者に寄託し、多摩市契約事務規則(昭和39年多摩市規則第10号。以下「規則」という。)第50条第1項の規定による前払金の支払を発注者に請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内 に前払金を支払わなければならない。
- 3 受注者は、契約金額が著しく増額された場合においては、その増額後の契約金額に基づく規則第50条第1項の規定による前払金の額から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、第2項の規定を準用する。
- 4 受注者は、契約金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の契約金額に基づく規則第50条第1項の規定による前払金の額を超えるときは、受注者は、契約金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。
- 5 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく 不適当であると認められるときは、発注者及び受注者が協議して返還すべき超過額を 定める。ただし、契約金額が減額された日から30日以内に協議が整わない場合には、 発注者が定め、受注者に通知する。
- 6 受注者が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、 同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、こ の契約の締結の日における国の債権の管理等に関する法律施行令(昭和31年政令第 337号)第29条第1項に規定する財務大臣が定める率(以下「受注者に適用する 遅延利息の率」という。)で計算した額の遅延利息の支払いをしなければならない。

# (保証契約の変更)

- 第35条 受注者は、前条第3項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、契約金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
- 3 保証事業会社に対する工期変更の通知を受注者に代理させる場合の受注者は、前払 金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証 事業会社に直ちに通知するものとする。

#### (前払金の使用等)

第36条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

## (中間前金払)

- 第36条の2 受注者は、発注者より中間前払金に係る認定を受け、保証事業会社と契約書記載の工事完成の時期を保証期限とし、中間前払金に関する保証契約を締結したときは、発注者に対して規則第50条の2第1項の規定による中間前払金の支払を請求することができる。
- 2 受注者は前項に規定する認定を受けようとするときは、あらかじめ、発注者に対して書面により認定の請求をしなければならない。
- 3 発注者は、前項に規定する請求があったときは、遅滞なく認定の可否を決定し、当 該認定の結果を受注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、前項の規定により認定を受け、保証契約を締結したときは、直ちにその保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 5 発注者は、第1項の規定により請求があったときは、速やかに中間前払金を支払わ なければならない。
- 6 第31条第4項から第6項まで、第32条及び前条の規定は、中間前払金を支払った場合に準用する。

# (部分払)

- 第37条 受注者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料 [及び製造工場等にある工場製品] (第13条第2項の規定により監督員の検査を要するものにあっては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあっては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。)に相応する契約代金相当額の10分の9以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。
- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品(部分払の対象とすべき工場製品がある時に限る。)の確認を発注者に請求しなければならない。
- 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 5 受注者は、第3項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から40日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において部分払金の額は、発注

者及び受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から10日以内に協議が整 わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分払金の額≦第1項の契約代金相当額×(9/10-前払金額(中間前払金を含む。)/契約金額)

7 第5項の規定により部分払金の支払いがあった後、再度部分払の請求をする場合に おいては、第1項中「契約代金相当額」とあるのは「契約代金相当額から既に部分払 の対象となった契約代金相当額を控除した額」とするものとする。

## (部分引渡し)

- 第38条 工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下「指定部分」という。)がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第31条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第6項及び第32条中「契約金額」とあるのは「部分引渡しに係る契約金額」と読み替えて、これらの規定を準用する。
- 2 前項の規定により準用される第32条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る契約代金の額は、次の式により算定する。この場合において、部分引渡しに係る契約金額は、発注者及び受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第32条第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る契約金額=指定部分に相応する契約金額× (1-前払金額(中間前払金を含む。)/契約金額)

### (契約不適合責任)

- 第39条 発注者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。
- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、 発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
  - (1) 履行の追完が不能であるとき。
  - (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - (3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
  - (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者が本項本文の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 4 受注者が契約不適合の履行の追完に応じないときは、発注者は、受注者の負担でこ

れを修補することができる。なお、このために受注者に損害が生じても、発注者は、 その賠償の責めを負わない。

## (履行遅滞の場合における違約金等)

- 第40条 受注者の責めに帰すべき事由により工期内に工事を完了することができない場合において、工期経過後相当の期間内に完了する見込みのあるときは、発注者は受注者から遅延違約金を徴収して工期を延長することができる。
- 2 前項の遅延違約金の額は、契約金額につき遅延日数に応じ、この契約の締結時における受注者に適用する遅延利息の率で計算した額とする。この場合において、検査に合格した指定部分(他の部分と明確に区分できるため、分割して引渡しを受けても支障がないと発注者が認める履行部分を含む。)があるときは、これに相応する契約金額相当額を遅延違約金の算定に当たり契約金額から控除する。

# (公共工事履行保証証券による保証の請求)

- 第41条 第4条第1項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受注者が次条第1項各号又は第43条第1項のいずれかに該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。
- 2 受注者は、前項の規定により保証人が選定し発注者が適当と認めた建設業者(以下 この条において「代替履行業者」という。)から発注者に対して、この契約に基づく 次の各号に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代 替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。
  - (1) 契約金額債権(前払金[若しくは中間前払金]、部分払金又は部分引渡しに係る契約金額として受注者に既に支払われたものを除く。)
  - (2) 工事完成債務
  - (3) 契約不適合を保証する債務(受注者が施工した出来形部分の契約不適合に係るものを除く。)
  - (4) 解除権
  - (5) その他この契約に係る一切の権利及び義務(第28条の規定により受注者が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。)
- 3 発注者は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が前項各 号に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。
- 4 第1項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、この契約に基づいて発注者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務(当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。)は、当該保証金の額を限度として、消滅する。

#### (発注者の催告による解除権)

第42条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引

上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
- (2) 工期内に完了しないとき、又は工期経過後相当の期間内に工事を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 第10条第1項に掲げる者を設置しなかったとき。
- (4) 正当な理由なく、第39条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

# (発注者の催告によらない解除権)

- 第42条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの 契約を解除することができる。
  - (1) 第5条第1項の規定に違反し、契約代金債権を譲渡したとき。
  - (2) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
  - (3) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
  - (4) 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - (5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行 を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした 目的を達することができないとき。
  - (6) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に 履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履 行をしないでその時期を経過したとき。
  - (7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
  - (8) 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77 号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。又は暴力団員(暴力団員による不当な 行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)が経営に実 質的に関与していると認められる者に契約代金債権を譲渡したとき。
  - (9) 第44条又は第44条の2の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
  - (10) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該 当すると判明したとき。
  - (11) 公正取引委員会が受注者に対し、この契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)又は同法7条の2(同法8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)が確定したとき、又は排除措置命令又は納付命令において、この契約に関して、同法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
  - (12) この契約に関して、受注者(受注者が法人の場合については、その役員又はその 使用人)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規

定による刑が確定したとき。

## (発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第42条の3 第42条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由 によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることがで きない。

## (協議解除)

- 第43条 発注者は、工事が完了するまでの間は、第42条及び第42条の2の規定によるほか、必要があるときは、受注者と協議の上、契約を解除することができる。
- 2 発注者は前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼ したときは、その損害を賠償しなければならない。

# (受注者の催告による解除権)

第44条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催促をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。 ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通 念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

# (受注者の催告によらない解除権)

- 第44条の2 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
  - (1) 第19条の規定により設計図書を変更したため契約金額が3分の2以上減少したとき。
  - (2) 第20条の規定による工事の施工の中止期間が当初の工期の10分の5 (工期の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、その中止が解除されないとき。

# (受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第44条の3 第44条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

#### (解除等に伴う措置)

第45条 発注者は、工事の完了前にこの契約が解除された、又は受注者がその債務の履行を拒否し、若しくは、受注者の債務について履行不能となった場合(以下「契約が解除された場合等」という。)においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び必要と認める持込工事材料に対して、相当と認める金額(第37条の規定による部分払をしているときは、既支払の部分払金額を控除した額)を支払い、その引渡しを受けるものとする。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 第1項の場合において、第34条の規定による前金払又は第36条の2の規定による中間前金払をしたときは、当該前払金の額及び中間前払金の額(第37条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額)を同項前段の出来形部分に相応する契約金額から控除する。

なお、受注者は、受領済みの前払金の額及び中間前払金の額に余剰があるときは、 発注者に返還しなければならない。この場合において、契約の解除が第42条又は第42条の2の規定によるときは、前払金及び中間前払金の支払いの日から返還の日ま での日数に応じて、受注者に適用する遅延利息の率で計算した額を付するものとする。

- 4 受注者は、契約が解除された場合等において、第15条の規定による貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により減失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又はこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、契約が解除された場合等において、第15条の規定による支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくは毀損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又はこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 受注者は、契約が解除された場合等において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有又は管理するこれらの物件並びに支給材料及び貸与品を含む。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去(発注者に返還する支給材料及び貸与品については、発注者の指定する場所へ搬出。以下この条において同じ。)するとともに、工事用地等を原状に復して、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の原状回復を行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の原状回復を行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は原状回復について異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項、第5項及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、第42条、第42条の2、第45条の2第2項第2号又は同条第3項の規定により契約が解除された場合等においては発注者が定め、第43条、第44条又は第44条の2の規定により契約が解除された場合においては、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。
- 9 工事の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

#### (発注者の損害賠償請求等)

- 第45条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
  - (1) この工事目的物に契約不適合があるとき。
  - (2) 第42条又は第42条の2の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除

されたとき。

- (3) 前2号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、発注者に生じた実際の損害額が当該違約金の額を超える場合においては、発注者が超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。
  - (1) 第42条又は第42条の2の規定により、工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
  - (2) 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
  - (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年 法律第75号)の規定により選任された破産管財人
  - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
  - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号及び第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第2項に該当する場合において、契約保証金の納付、契約保証金に代わる履行保証保険契約の締結又は契約保証金に代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金、契約保証金に代わる履行保証保険契約又は契約保証金に代わる担保をもって同項の違約金に充当することができる。ただし、契約保証金に代わる履行保証保険契約の締結又は契約保証金に代わる担保の提供が行われている場合であって、この契約の解除が、第42条の2第8号及び第10号から第12号の規定によるときはこの限りではない。

### (受注者の損害賠償請求等)

- 第45条の3 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって 生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契 約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由による ものであるときは、この限りでない。
  - (1) 第44条又は第44条の2の規定によりこの契約が解除されたとき。
  - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 発注者の責に帰すべき事由により、第32条第2項(第38条において準用する場合を含む。)の規定による契約代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率で計算した額の支

払を発注者に請求することができる。

## (契約不適合責任期間等)

- 第45条の4 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第31条第5項、第6項又は第7項(第38条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡し(以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。
- 2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、 発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負 わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合 については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等をすることができる。
- 3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、発注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下 この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知 り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日ま でに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求 等をしたものとみなす。
- 5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。
- 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであると きには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところ による。
- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 8 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 9 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第94条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令(平成12年政令第64号)第5条に定める部分の瑕疵(構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。)について請求等を行うことのできる期間は、10年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない
- 10 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督 員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請 求等をすることができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不適当であること を知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

## (賠償の予定)

- 第46条 受注者は、第42条の2第11号又は第12号のいずれかに該当するときは、 発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の3に相 当する額を支払わなければならない。工事が完了した後も同様とする。ただし、第4 2条の2第12号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、 この限りでない。
- 2 前項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散されているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払の請求をすることができる。この場合においては、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して同項の額を発注者に支払わなければならない。
- 3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が第1項に規定する賠償金の額を超 える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

## (相殺)

第47条 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する保証金返還請求権、契約代金請求権及びその他の債権と相殺し、不足があるときは、これを追徴する。

#### (火災保険等)

- 第48条 受注者は、工事目的物及び工事材料(支給材料を含む。以下この条において同じ。)等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。)に付さなければならない。
- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
- 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

## (あっせん又は調停)

- 第49条 この約款の各条項において発注者及び受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者及び受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による建設工事紛争審査会(以下次条において「審査会」という。)のあっせん又は調停によりその解決を図る。
- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者(監理技術者)、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

#### (仲裁)

第50条 発注者又は受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停 により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁 合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

# (補則)

第51条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者及び受注者とが 協議して定める。

上記契約の証として、発注者と受注者とは本書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

### (総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約と一体をなす。

### (用語の定義)

- 第2条 この特約において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところとする。
  - (1) 発注者 発注者である多摩市をいう。
  - (2) 受注者 多摩市との契約の相手方をいう。受注者が共同企業体であるときは、その構成員全てを含む。
  - (3) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定するもの
  - (4) 暴力団員等 暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - (5) 反社会的勢力 暴力団、暴力団員等、暴力団関係企業、総会屋、社会運動又は政治活動を標榜して不法行為を行なう者又は団体、その他不当要求等の反社会的活動を行なう者又は団体
  - (6) 不当要求行為等 次に掲げるものをいう。
    - ア 暴力行為、脅迫行為又はこれらに類する行為
    - イ 威圧的又は乱暴な言動により嫌悪感を与える行為
    - ウ 正当な理由なく面会を強要する行為
    - エ 正当な権利行使を仮装し、又は社会的常識を逸脱した手段により金銭又は権利 を不当に要求する行為
    - オ 前各号に掲げるもののほか、工事現場の秩序の維持、安全確保又は工事の実施 に支障を生じさせる行為
  - (7) 法人の役員若しくは使用人 個人事業主、法人の代表者及び法人の役員(役員として登記又は届出されていないが実質上経営に関与している者を含む。)又は支店若しくは営業所を代表する者及び直接雇用契約を締結している正社員

## (受注者が暴力団員等であった場合の発注者の解除権)

- 第3条 発注者は、受注者が各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除する又 は解除することができる。
  - (1) 法人の役員若しくは使用人が暴力団員等であるとき、又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - (2) 法人の役員若しくは使用人が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団員等に対して金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与え、又は便宜を供与するなど、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
  - (3) 法人の役員若しくは使用人が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、 又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団等を利用するな どしていると認められるとき。
  - (4) 法人の役員若しくは使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるよう な関係を有していると認められるとき。
  - (5) 法人の役員若しくは使用人が、自ら契約する場合において、その相手方が前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら契約したと認められるとき。

- 2 受注者が前項各号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かに 係わらず、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指 定する期間内に支払わなければならない。
- 3 前項の規定は、この契約の履行が完了した後も5年間適用する。
- 4 第1項に規定する場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者は受注者の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、受注者の代表者であった者又は構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

# (反社会的勢力を排除するための連携)

第4条 発注者及び受注者は、警察と連携し、この契約に関与又は介入しようとする反社会的勢力を排除するために必要な情報交換又は捜査協力等を行なうものとする。

# (不当要求行為等を受けた場合の措置)

- 第5条 受注者は、この契約の履行にあたり、以下の事項を遵守しなければならない。
  - (1) 本契約に関して、不当要求行為等を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を 速やかに発注者に報告するとともに、警察に届け出ること。
  - (2) 下請業者又は工事関係業者がある場合、不当要求行為等を受けたときは、毅然として拒否し、受注者に速やかに報告するよう当該下請業者等を指導すること。下請業者
    - 等から報告を受けたときは、速やかに発注者に報告するとともに、警察に届け出る こと。
  - (3) この契約に関して受注者の下請業者又は工事関係業者がある場合、受注者は、下請契約等の締結に際して、第3条第1項及び第5条第1項により受注者が遵守を求められていると同様の内容を規定しなければならない。
  - 2 受注者が前項の報告、届出等を怠ったときは、発注者は状況に応じて契約解除、 入札参加停止又は違約金の請求など必要な措置を講じることができる。下請業者又 は工事関係業者が報告を怠った場合も同様とする。
  - 3 第3条第2項から第4項までの規定は、前項の場合に準用する。